

別紙1 特措法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請の内容
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
	文教施設	
小学校		
中学校		
義務教育学校		
高等学校		
高等専門学校		
中等教育学校		
特別支援学校		
大学・学習塾等(※) 【床面積の合計が1,000㎡超】	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
体操教室		
運動・遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場(※1)	
	バッティング練習場(※1)	
	陸上競技場(※1、※2)	
	野球場(※1、※2)	
	テニスコート(※1、※2)	
	柔剣道場	
	弓道場(※1)	
	マージャン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
遊園地		

劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
集会・展示施設	演芸場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
博物館等 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	多目的ホール	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
ホテル又は旅館 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	植物園	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ホテル（集会の用に供する部分に限る） 旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設 【床面積の合計が1,000㎡超】	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

別紙2 特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する施設（床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	施設	協力依頼の内容
大学・学習塾等（※）	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
バレエ教室		
体操教室		
博物館等	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
写真屋・フォトスタジオ		
美術品販売		
展望室		

別紙3 基本的に休業を要しない施設

(1) 床面積の合計が100㎡以下の下記の施設

施設の種類	施設	備考
大学・学習塾等（※）	大学	営業を継続する際には、適切な感染防止対策を施すよう依頼 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
体操教室		
博物館等	博物館	営業を継続する際には、適切な感染防止対策を施すよう依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	営業を継続する際には、適切な感染防止対策を施すよう依頼
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	営業を継続する際には、適切な感染防止対策を施すよう依頼
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	施設	備考
医療施設（※）	病院	適切な感染防止対策を施すよう依頼 ※有資格者が治療を行うものに限る
	薬局	
	診療所	
	歯科	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	整体院	
	柔道整復	
生活必需物資販売店	食料品売場（※）	適切な感染防止対策を施すよう依頼 ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	卸売市場	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	
	自転車屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	家電販売店	
	園芸用品店	
鍵屋		
家具屋		
花屋		
食事提供施設	飲食店	適切な感染防止対策を施すよう依頼、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	居酒屋	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	適切な感染防止対策を施すよう依頼
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	カプセルホテル	
	民泊	
	ラブホテル	
ウィークリーマンション		
交通機関等	バス	適切な感染防止対策を施すよう依頼
	タクシー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等含む）	
	レンタカー	
工場等	工場	適切な感染防止対策を施すよう依頼
	作業場	

金融機関・官公署等	銀行	適切な感染防止対策を施すよう依頼
	証券会社	
	保険（代理店）	
	官公署	
	証券取引所 （各種）事務所	
	消費者金融	
	ATM	
その他	理美容（理髪店、美容院）	適切な感染防止対策を施すよう依頼 ※物価統制令の対象となるもの
	銭湯（公衆浴場）※	
	貸金庫	
	メディア	
	葬儀場・火葬場	
	獣医	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	質屋	
	郵便局	
	クリーニング店	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場（貸衣装含む）	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	神社	
	寺院	
	教会	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
ブライダルショップ		
100円ショップ		
販売店		

(3) 社会福祉施設等

施設の種類	施設	備考
社会福祉施設等（※）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	必要な保育等を確保した上で適切な適切な感染防止対策を施すよう依頼
	放課後児童クラブ（学童保育）	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	適切な感染防止対策を施すよう依頼
	障害福祉サービス等事務所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
その他の社会福祉施設		

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限